

各種届出様式

様式第1号

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	北九州市 区
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理人 住 所
氏 名

電話

※指導事項等（この欄は記載しないでください）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

{ 住宅等の新築 }
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住所
氏名

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 北九州市 区 (地 目) (面 積) m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸 数)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理者 住所 氏名	電話
※指導事項等（この欄は記載しないでください）	

行為の変更届出書

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 年 月 日 (当初の受付番号: 第 号)
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容も対照させて記載すること。

代理人 住 所
氏 名

電話

※指導事項等 (この欄は記載しないでください)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	北九州市 区
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理者 住 所
氏 名

電話

※指導事項等（この欄は記載しないでください）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築 }
 { 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 }
 { 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 北九州市 区 (地 目) (面 積) m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理者 住 所
氏 名 電話

※指導事項等（この欄は記載しないでください）

行為の変更届出書

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 年 月 日 (当初の受付番号: 第 号)
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容も対照させて記載すること。

代理者 住 所 氏 名	電話
※指導事項等（この欄は記載しないでください）	

用語の解説

A～Z

◇BRT

BusRapidTransitの略で、バス高速輸送システムのこと。連節バス、公共交通優先信号(PTPS)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。

◇CCRC

Continuing Care Retirement Communityの略。米国で発展した共同体のことを指し、アクティブシニア(健康で活躍できるおおむね50歳以上の人)を対象に、「地域住民や多世代と交流しながら健康で活動的な生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すもの。

◇LRT

Light Rail Transitの略で、次世代都市交通システムのこと。騒音が少なく速い、低床式で乗り降りしやすいといった特徴があり、昔ながらの路面電車のイメージを一新した、人と環境にやさしい新しい交通機関として注目されている。

◇MaaS(マース)

Mobility as a Serviceの略で、地域住民や旅行者の一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。環境や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

◇MICE(マイス)

Meeting(企業等の会議)、Incentive Travel(企業等の行う報奨・研修旅行)、Convention(国際機関・団体・学会等が行う国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市、イベント)の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

◇PDCAサイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

あ行

◇アクセス

目的地までの交通手段のこと。

◇医療圏

地域の実情に応じた医療体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位。日常生活に密着した保健医療を提供する一次医療圏、疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する二次医療圏、先進的な技術を必要とする特殊な医療に対応する三次医療圏がある。

◇インフラ

道路や上下水道施設など産業や生活の基盤となる施設。

◇エコタウン

資源循環型社会の構築をめざし、地域の産業蓄積を活かした「環境産業の育成」と「廃棄物の発生・抑制・リサイクル」の推進により、地方自治体が主体となり、産学官と連携して先進的な環境調和型まちづくりをめざす取組。

◇おでかけ交通

高台地区や廃止路線地区において、地域住民がおでかけ時の交通手段を確保するため、地域住民と交通事業者と行政の三者が協働して、マイクロバスやジャンボタクシーを運行するもの。主に高齢者の買物や通院の際に利用されており、平成12年度に枝光地区で開始された。

か行

◇カーシェアリング(Carsharing)

一台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態。

◇開発圧力

人口増加や開発行為が行われることにより、市街化が拡大するような恐れのある開発の兆候。

◇開発許可

都市計画法第29条第1項及び第2項に掲げる許可のことをいう。都市計画区域内外において、都市計画法第29条に定める許可を必要とする開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。開発許可制度は当初、市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保することを目的とし創設されたが、現在では一定規模以上の開発行為に対して所定の水準を確保させるため、都市計画区域内外において適用されている。開発許可の基準は、開発区域に一定の技術的水準を保たせるもの(技術基準)と、市街化調整区域内において開発行為を例外的に認容するためのもの(立地基準)の二つに大別され、市街化調整区域以外では、技術基準のみが適用される。(同法第33条・34条)

◇開発行為

都市計画法第4条第12項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

◇学術研究都市

地域における学術研究機関等を充実・強化し、相互の有機的なネットワーク形成を進める学術研究を中核とした都市のこと。

◇既成市街地

都市において道路が整備され建物が連坦するなど、すでに市街地が形成されている地域をいう。一般には、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連坦して3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。また、市街化区域を設定する際の考えのひとつとなる。

◇北九州市基本構想・基本計画

令和6年3月に策定予定の市の最上位計画。『つながりと情熱と技術で、「一歩先の価値観」を実現するグローバル挑戦都市・北九州市』を本市の目指す都市像として掲げ、実現に向けて、三つの重点戦略、「稼げるまち」の実現、「彩りあるまち」の実現、「安らぐまち」の実現による「成長と幸福の好循環」を創り出すこととしている。

◇北九州市都市圏都市計画区域マスタープラン

福岡県が広域的な視点から平成23年度に策定した計画。広域的視点から立地の規制誘導が必要な大規模集客施設の規模や、それらの誘導を図る区域等を明示している。

◇北九州市都市計画マスタープラン

概ね20年後を目標として平成15年度に策定された市の都市計画。“街なか重視のまちづくり”を将来像の目標として掲げている。

◇協働

NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもと、互いの特性を認識・尊重しながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること。

◇居住機能

都市活動や都市機能の一部であって、住宅地など居住に関する機能のこと。

◇居住誘導区域

都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める「居住誘導区域」のこと。

立地適正化計画において定める区域で、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、都市の居住者の居住を誘導し、一定の人口密度を維持する区域を示す。

◇拠点

都市機能(商業、業務、居住、文化、福祉、行政等)が集積しており、多くの人が集まる場所であり、徒歩・公共交通等により、多くの人が到達可能な場所のこと。

◇クラスター

果物や花の房など集団、群れを語源として、いくつかの単位がまとまって、ひとつの集合体をつくり、いくつかの集合が相互に関連しあうこと。特定分野における関連企業や関連機関、大学などが、地理的に集中し、競争しつつ同時に協力関係にある状態をいう。

◇公共交通

電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。